



二つの事象をとおして 事業者として思うこと

本稿執筆中の今(平成28年3月)、世の中は高齢者介護にまつわる二つの話題でもちきりだ。

一つは、川崎市内の有料老人ホームでおきた、入居者の連続転落事件が、当時勤めていた介護スタッフによる故意の犯罪であったとして、容疑者が逮捕されたこと。もう一つは、名古屋でおきた認知症高齢者の踏切事故に関して、家族に責任は問えないとした最高裁判決である。

高齢者も、高齢者向け事業者も、そこで働くスタッフも同じ人間であり、特別に優れた能力や、特段に強い精神力、優しさの持ち主ばかりでないのは当たり前だ。独居や高齢者のみの世帯が増え、総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えるとなれば、この種の事故、犯罪、不祥事が増えるのは、確率論的には当然なのかもしれない。

しかし、「当然だから仕方がないよ」と言えるものではない。誰もある程度の歳になれば、それなりに認知機能の低下を感じるだろう。自分もそうなるのだろうか、と不安を感じないほうがおかしい。そんな不安を感じてテレビをつければ、「孤独死」「老後破綻」「介護難民」等々、「ただ不安を煽りたてようとしているだけでは?」と首をひねりたくなるような番組が流される。この、誰もが答えを求めているにもかかわらず、誰も答えを示さない状況が問題なのだ。

テレビだけではない。件の最高裁判決も、読みにくいものを読もうと努力してみたところ、「ある程度重い認知症の人間は法的には責任を問えない。その妻であっても、また同じように要介護状態であっては監督責任は問えない。子どもであっても、24時間つきっきりではないなど、状況によっては監督責任は問えない」ということである(と読めた)。介護家族の側に立つ団体等は介護の現場に理解のある判決と評価しているようだ。だが、この判決、JRの管理責任も、国や行政の仕組みの未整備責任も問うていない。誰にも責任はない、という判決と読めるわけだ。

しかし、事件はおきている。これからもっと増えるかもしれない。それでも介護事業者として、「さあ、われわれの出番だ、お越しください」などと言える状況ではない。こちらはこちらで逮捕者を出してしまった業界なのだ。

株式会社センチュリーライフは昭和60年に株式会社長谷川工務店(現株式会社長谷工コーポレーション)の子会社として発足し、現在、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪に有料老人ホーム9棟、在宅介護ステーション4拠点を運営する老舗事業者である。

われわれは「プロフェッショナル」として、お客様に、①安心と快適、②誠意と愛情、③敬意と尊厳、を提供すると約束している。

相次いでおきた二つの出来事を見て、国や行政から事業者に対して、研修会、実地指導、アンケートの実施など対策が打たれた。われわれも当然、これらについて他人事ではない。内部監査の体制強化や職位別研修会を通じて、具体的な施策を進めている。

介護は、現場の「相反」「矛盾」のなかに現実解を求めていくような仕事であり、どこまでいっても絶対も完全もない。そのなかで奮闘する職員のためにも、社会的信用を取り戻すことが、経営者として今取り組むべき役割だと感じている。

浦田 慶信

うらた・よしのぶ

● PROFILE

株式会社センチュリーライフ代表取締役社長、株式会社生活科学運営代表取締役社長、高齢者住宅経営者連絡協議会幹事、もうひとつの住まい方推進協議会幹事、ユニバーサル志縁社会創造センター常務理事。平成28年4月より株式会社長谷工シニアホールディングス代表取締役社長。

